この条において同じ。）並びにこれらの者以外の者であって財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「申請者」を「不当廉売関税に係る調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第二号から第六号までの規定中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同項第七号中「第十条の二第一項前段」を「第十条の三第一項前段」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合にあっては、次に掲げる事項

イ　法第八条の二第一項の規定により指定された貨物（以下「法第八条の二第一項指定貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

ロ　法第八条の二第一項の規定により指定された供給者又は供給国

第八条第三項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「により直接の利害関係人」の下に「（前項に規定する直接の利害関係人をいう。以下同じ。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「前条第一項から第五項まで」を「第七条第一項、第二項、第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「直接の利害関係人」とは、次に掲げるものをいう。

一　当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）

二　当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税に係る調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）

三　申請者

四　法第八条の二第一項の規定による関税が課されている場合にあっては、次条第二項に規定する回避調査の直接の利害関係人（前三号に掲げるものを除く。）

五　前各号に掲げるもののほか、財務大臣が当該不当廉売関税に係る調査に特に利害関係を有すると認めるもの

第八条の次に次の一条を加える。

（不当廉売関税の課税の回避に係る調査の開始の通知等）

第八条の二　財務大臣は、法第八条の二第四項、第七項又は第十一項の調査（以下「不当廉売関税の課税の回避に係る調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を回避調査の直接の利害関係人と認められる者に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

一　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る申請者（法第八条の二第三項、第六項又は第十項の規定による求めをした者をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又は供給国

四　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五　指定貨物の供給者又は供給国

六　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始する年月日

七　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査の対象となる期間

八　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査の対象となる事項の概要

九　第十条の二第一項前段及び同条第四項前段の規定による証拠の提出及び証言、第十一条第三項において準用する同条第一項の規定による証拠等の閲覧、第十二条第四項において準用する同条第一項の規定による対質の申出、第十二条の二第三項において準用する同条第一項の規定による意見の表明並びに第十三条第三項において準用する同条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

十　法第八条の二第四項の調査を開始することが決定された場合にあっては、同条第六項の規定により財務大臣が指定する日

十一　その他参考となるべき事項

2　前項の「回避調査の直接の利害関係人」とは、次に掲げるものをいう。

一　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）

二　当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）

三　申請者

四　指定貨物供給国等における指定貨物の供給者

五　法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあっては当該貨物を原料又は材料として本邦において法第八条第一項の規定により指定された貨物の生産を行う者

六　前各号に掲げるもののほか、財務大臣が当該不当廉売関税の課税の回避に係る調査に特に利害関係を有すると認めるもの

3　財務大臣は、第一項の規定により回避調査の直接の利害関係人（前項に規定する回避調査の直接の利害関係人をいう。以下同じ。）に対し通知する場合には、申請者を除く当該回避調査の直接の利害関係人に対し、第一項に規定する書面に第七条の二第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された書面及び証拠（その性質上秘密として取り扱うことが適当であると認められる部分及び申請者により秘密の情報として提供された部分を除く。）の写しを併せて送付しなければならない。

4　財務大臣は、法第八条の二第三項、第六項又は第十項の規定による求めがあった場合において、不当廉売関税の課税の回避に係る調査を開始しないことが決定されたときは、速やかに、その旨及びその理由を申請者に対し書面により通知しなければならない。

第九条中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同条に次の一項を加える。

2　財務大臣は、法第八条の二第五項ただし書又は第十二項ただし書の規定により同条第四項又は第十一項の調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される同条第四項又は第十一項の調査の期間及び延長の理由を回避調査の直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示しなければならない。

第十条の見出し中「証拠」を「不当廉売関税に係る調査における証拠」に改め、同条第一項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、「（直接の利害関係人並びに関係生産者等（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であって直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。）」を削り、「通知」を「通知され」に改め、同条第五項中「第二項前段」を「第三項前段」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「第十三条の二の」を「第十三条の二に規定する」に、「第十五条の」を「第十五条第一項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、「利害関係者」の下に「（前項に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「利害関係者」とは、次に掲げるものをいう。

一　直接の利害関係人

二　関係生産者等（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。）であって直接の利害関係人以外のもの

三　関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であって直接の利害関係人以外のもの